

用語の解説

（ア 行）

悪 臭

人が感じる「いやなにおい」「不快なにおい」の総称。事業活動に伴って発生する悪臭については、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。

アスベスト

35 ページ「アスベスト調査」参照。

硫黄酸化物 (SO_x)

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

一酸化炭素 (CO)

12 ページ「表 3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

上乘せ基準

ばい煙や汚水などの排出規制に関して、それぞれ国の規制基準が定められているが、自治外がその自然的・社会的条件からの判断に基づき、条例で定めたより厳しい基準。

SS（浮遊物質）

Suspended Solid の略。水中に懸濁している不溶性物質。

オゾン層

地球の上空 25km 付近にあるオゾンを多く含む大気層で、太陽光から出る有害な紫外線を吸収する。フロン等によるオゾン層の破壊が確認されたため、オゾン層破壊物質の削減に向けた国際的な取り組みが進められている。

温室効果ガス

地表面から放出される熱を吸収し、宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。

近年、大気中に二酸化炭素を中心とする温室効果ガスが増加しており、気候の温暖化が問題となっている。

（カ 行）

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施などにより環境に及ぼす影響やその防止対策について、事前に調査、予測、評価をすること。

環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項において、政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準と定められている。

公 害

「環境基本法」第 2 条第 3 項において、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることと定義されている。

公害防止協定

「いわき市公害防止条例」（昭和 46 年いわき市条例第 41 号）第 12 条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質（主に非メタン炭化水素）が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物などの植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が継続的に 0.12ppm を超えると判断された場合に発令される。

公共用水域

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項の規定において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共下水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）と定義されている。

（サ 行）

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるもの」と「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成 21 年法律 72 号）によって定義されている。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマスを指す。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。

酸性雨

37 ページ「酸性雨とは」参照。

COD（化学的酸素要求量）

70 ページ「用語の説明」参照。

浅所陥没（鉱害）

石炭または亜炭鉱業における浅所（地表から 50m 以内）の採掘跡若しくは坑道跡の崩壊等に起因して、採掘地域の地表に突発的に陥没、亀裂等を発生する現象をいう。

全窒素

70 ページ「用語の説明」参照。

全 燐

70 ページ「用語の説明」参照。

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集中している地域において、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。地域を指定し、排出の規制をするものであるが、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

（タ 行）

ダイオキシン類

非常に強い毒性を持つ有機塩素化合物。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をまとめてダイオキシン類という。炭素、酸素、水素、塩素を含む物質が燃焼される過程で非意図的に生成される物質で、主にごみの焼却などにより非意図的に発生し、その猛毒性（発がん性、催奇形性等）が問題となっている。

大気汚染常時監視システム

窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の濃度や風向・風速等の気象状況など、大気環境データをリアルタイムで収集・配信するシステム。

大腸菌数・大腸菌群数

水域にふん便汚染がある場合の指標となる細菌の数こと。大腸菌が検出された場合、同時に赤痢菌やチフス菌などの病原菌が存在する可能性があり、公衆衛生上の問題となる。

現在、公共用水域における指標（環境基準）としては、大腸菌の数である「大腸菌数」が、排水等における指標（排水基準）としては、大腸菌及びこれと類似した菌の数である「大腸菌群数」が採用されている。

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡

（カーボンニュートラル）が保たれた社会。
「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）において、2050年の実現を目指すとしている。

窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。このうち、主に大気中に存在するのは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）で、光化学スモッグの原因の一つになっている。主な発生源は、自動車・工場からの排ガス、家庭の暖房等である。

DO（溶存酸素量）

Dissolved Oxygen の略。水中に溶けている酸素量をいう。溶存酸素は、水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものであり、不足すると水は嫌気性状態となり、嫌気性細菌により硫化水素、メタン等が発生し、悪臭の原因となることがある。なお、20℃、1気圧での飽和溶存酸素量は約9mg/Lである。

TEQ（毒性等量）

Toxicity Equivalency Quantitiy の略で、毒性等量という。ダイオキシン類の毒性は、種類によって大きく異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して評価する。TEQは、換算した濃度であることを明示するための記号である。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、特定の音源の寄与割合を求めたりといった予測評価等が容易になる。

（ナ行）

75%値

70ページ「用語の説明」中の75%水質値と同じ。

二酸化硫黄（SO₂）

12ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

二酸化窒素（NO₂）

12ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

ノルマルヘキサン抽出物質含有量

溶剤の一種であるノルマルヘキサンにより抽出される物質の含有量を示す。抽出される物質は、主として油性物質であるので、油分と通称される場合もある。

（ハ行）

ばい煙

燃料及びその他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質の総称。

非メタン炭化水素

12ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

BOD（生物化学的酸素要求量）

70ページ「用語の説明」参照。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

12ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

pH（水素イオン濃度指数）

水素イオン濃度を表す指数で、水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量。pH=7が中性で、7よりも低いと酸性が強く、7よりも高いとアルカリ性が強い。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

耐熱、耐薬品性、絶縁性に優れているが、毒性が非常に強い有機塩素化合物。その特性上、可塑剤、絶縁油等、多くの用途がある。その毒性や廃棄困難性から、1972年に製造が中止されたが、全国の事業所等に数千トン保管されているといわれており、その処理が課題となっている。

浮遊粒子状物質（SPM）

12ページ「表3-3-1 大気汚染物質の説明」参照。

（ヤ 行）

有害大気汚染物質

継続的に摂取すると、人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となるもの（ばい煙中の硫黄酸化物、有害物質及び特定粉じんを除く。）をいう。

国においては、有害大気汚染物質として247物質が指定されており、大気汚染防止法ではその中から優先的に対策に取り組むことが望まれる22物質を優先取組物質としている。また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンの3物質については指定物質として環境基準が設定されており、平成13年度からは、加えてジクロロメタンについても環境基準が設定された。

なお、水銀及びその化合物については、平成30年4月1日より有害大気汚染物質から除外されているが、引き続き常時監視を実施する必要がある物質として位置づけられている。

（単 位）

重 さ

1 t (1 トン)	= 1000kg
1kg (1 キログラム)	= 1000 g
1 g (1 グラム)	= 1 g
1mg (1 ミリグラム)	= 1000 分の 1 g
1 μ g (1 マイクログラム)	= 100 万分の 1 g
1ng (1 ナノグラム)	= 10 億分の 1 g
1pg (1 ピコグラム)	= 1 兆分の 1g

濃 度

ppm (parts per million)、ppb (parts per billion) 等は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに用いられる。ある物質が1 m³ (=100 万 cm³) 中に1 cm³ 含まれていれば、その物質の濃度は1 ppm と表示される。

1 %	= 100 分の 1
1 ppm	= 100 万分の 1
1 ppb	= 10 億分の 1
1 ppt	= 1 兆分の 1